

群馬県森林整備事業請負業者選定要領

制 定 平成22年 2月15日

最終改正 令和 7年 1月 1日

森 林 保 全 課

群馬県森林整備事業請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県（以下「県」という。）が発注する治山事業における森林整備事業（以下「森林整備事業」という。）の指名競争入札及び随意契約をする場合における請負業者の選定方法について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、群馬県財務規則（平成3年群馬県規第18号、以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象とする森林整備事業とは、原則として次の各号に定めるところとする。

- (1) 民有林補助治山事業
- (2) 単独治山事業

2 発注方法は、群馬県森林整備事業の発注における取扱要領（平成22年4月1日施行）第3条第2項によるものとする。

(入札参加資格)

第3条 指名競争入札の参加資格は、財務規則第170条の2及び第180条の規定に基づく、県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有し、入札参加資格者名簿（契約の種類「森林整備」）に登録されている者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当していない者であること
- (2) 財務規則第170条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること
- (3) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領（平成20年4月1日適用、以下「措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき、手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと
- (5) 他の入札参加者との間に資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（第4条参照）
- (6) 入札参加者は、当該事業地の面積の割合の大小にかかわらずその土地の所有者でないこと
- (7) その他契約担当者が特に必要と認める要件を満たしている者であること

(同一業者の参加制限)

第4条 契約担当者（財務規則第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）は、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該業務の入札に参加させてはならない。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中

の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)または(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、指名競争入札にあつては群馬県森林整備事業競争入札心得（平成22年4月1日施行、以下「心得」という。）により、入札参加に関する条件として明示するものとする。

3 基準に該当する者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として心得の9(9)に基づき無効として取り扱うとともに、入札した者は措置要領第2条及び別表の10（不正又は不誠実な行為）に該当するものとして指名停止等の措置を行うものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とならないものとし、指名停止措置等は行わないものとする。

4 第1項の関係がある場合に、辞退する者を決める事を目的に当事者間で連絡を取ることは、心得の7(2)の規定に抵触するものではないので留意する。

（森林整備事業請負業者要件）

第5条 入札参加資格者のうち、森林整備事業を請負うことができる者（以下「請負業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号、以下「法」という。）第5条第3項の規定による改善措置計画の認定を受けた者かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者（当該届け出の義務がない者を除く）

(2) 次に掲げるいずれかの資格を有する専門技術者を2人以上雇用している者

ア 技術士法第32条に規定する技術士（森林部門）又は技術士補（森林部門）の登録を受けた者

イ 社団法人日本森林技術協会により林業技士（森林土木部門、林業経営部門又は森林環境部門）の認定を受けた者

ウ 森林施業プランナー協会により森林施業プランナーの認定を受けた者

エ 農林水産省が備える研修修了者名簿（以下「名簿」という。）に現場管理責任者又は統括現場管理責任者として登録された者

※（農林水産省が備える研修修了者名簿とは、林野庁の林業労働力確保の推進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条1項に規定する研修者名簿をいう。）

オ 建設業法第27条に規定する施工管理技士（土木又は造園）の資格を有する者で、県による森林整備専門技術者研修（以下「研修」という。）を修了した者

カ 知事又は法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）から林業作業士の認定を受けた者又は名簿に林業作業士として登録された者で県による研修を修了した者

キ 森林整備事業に係る業務について、8年以上の実務経験を有し、県による研修を修了した者

（請負希望調書の提出）

第6条 請負業者のうち、森林整備事業の指名競争入札への参加及び随意契約による森林整備事業の請負を希望する者（以下「請負希望者」という。）は、森林整備事業請負希望調書（別記様式第1号、以下「調書」という。）をその主たる事務所又は営業所の所在地を所管する環境森林事務所又は森林事務所に提出するものとする。

2 提出した調書の内容（代表者及び所在地の変更、専門技術者の追加及び退職、等）に変更が生じた場合には、速やかに変更森林整備事業請負希望調書（別記様式第4号、以下「変更調書」という。）を作成し、前項により提出するものとする。ただし、提出済みの専門技術者名簿（別記様式第2号）に記載のあった者が、当該年度に県による研修を修了した場合は、変更調書の提出を不要とし、部長は、本条第5項で作成した資料を更新し、所長に送付するものとする。

3 調書の提出部数は正本1部とする。

4 環境森林事務所長又は森林事務所長（以下「所長」という）は、請負希望者から提出された調書について記載事項に不備がないことを確認し、適正と認められる場合には毎月20日までに環境森林部長（以下「部長」という。）に送付するものとする。

5 部長は、前項で送付された調書についてとりまとめ、送付された月の翌月の1日までに指名業者の選定資料として所長に送付するものとする。

6 調書の有効期間は、2年以内の更新（西暦の偶数年更新（以下「更新年」という。）とし、更新年の3月31日までとする。ただし、更新年の3月1日から3月31日までの間に提出した場合は、次の更新年の3月31日までとする。

（指名業者の選定）

第7条 契約担当者は、指名業者の選定にあたっては指名業者調書（別記様式第5号）を作成し、「群馬県入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」（平成19年1月4日施行）を準用して、入札参加資格審査委員会により審査・決定するものとする。

(指名基準)

第8条 契約担当者は、指名業者の選定にあたっては、第6条により提出された調書の記載内容を参照のうえ次の各号の指名基準を勘案し、原則5者以上の入札参加資格者を選定するものとする。

(1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無

指名停止期間中であるかどうかを確認する。

(2) 森林整備事業に関する業務経歴

当該事業と同種の事業について、相当の実績があるかどうかを勘案する。

(3) 地域的条件

入札参加資格者の所在地又は当該業務地域での請負実績からみて、当該業務地域における事業の特性に精通し、事業の規模等に応じて当該事業を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを勘案する。

(4) 事業手持量

施業管理を担当する専門技術者の雇用人数と事業請負状況からみて、当該事業の施業管理を行う能力があるかどうかを勘案する。

(5) 安全管理

安全管理の状況が優良であるかを勘案する。

(見積期間)

第9条 入札における見積期間は、原則として、建設業法施行令第6条を準用するものとする。

(随意契約による場合の選定)

第10条 随意契約の場合の業者選定にあたっては、調書を提出した者の中から選定するものとする。

2 財務規則第190条により、なるべく3者以上から見積書を徴するものとする。

(秘密の保持)

第11条 指名業者の選定等については、取扱者以外の者に洩れないよう秘密の保持に十分注意しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に記載のないものについては、群馬県建設工事の諸規定を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領の施行に伴い、「保安林整備事業等における森林整備工事入札参加資格及び請負資格認定審査要綱」（平成20年1月1日施行）、「保安林整備事業等における森林整備工事入札参加資格及び請負資格認定審査事務処理要領」（平成20年3月1日施行）及び「単純保育入札参加資格者選定要領」（平成20年3月1日施行）は廃止する。

平成26年 5月 8日から適用

平成27年 1月 1日から適用

平成27年 8月 1日から適用

平成29年	3月	1日から適用
平成30年	6月	1日から適用
平成31年	4月	1日から適用
令和2年	4月	1日から適用
令和5年	7月	1日から適用
令和7年	1月	1日から適用